

# 大分県大分市

# 面的整備型

## <大分市の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点>

- ○市直営の地域生活支援拠点等の事務局を設置し、既に相談支援の連携体制を構築済の3か所の委 託相談支援事業所を1か所に集約するとともに、市直営の事務局を中心とする面的整備型
- ○相談は3か所の委託相談支援事業所の専門性を生かしたワンストップの365日相談対応(平日21 時まで、土日祝日18時まで)。24時間対応はニーズ検証後に検討
- ○市直営の地域生活支援拠点等の事務局が、地域生活支援体制運営に必要な事務を担う
- ○利用者の事前登録制と緊急時受け入れ施設情報の管理により緊急時支援を円滑化するとともに、緊急 一時預かり場所も設置
- ○市内の広いエリアを、緊急対応支援員(協力法人の輪番制)が必要に応じて直接支援(現場確認、 見守り、短期入所までの送迎等)し、地域生活支援拠点の相談支援事業所をバックアップ

## 1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	479,332人(平成29年9月末現在)		
障害者の状況 (平成29年4月1日 現在)	身体障害者手帳所持者 21,085人	療育手帳所持者 3,750人	
	精神障害者保健福祉手帳所持者 3,576人		
	・障害者手帳所持者は増加傾向		
	(平成26年3月:27,108人→平成29年3月:28,411人)		
	・特に精神障害者の伸び率が大きい		
	(平成26年3月: 2,732人→平成29年3月: 3,576人)		
	・身体障害者数の伸び率は鈍化傾向だが、高齢化が進行		
	(平成26年3月:21,106人→平成29年3月:21,085人)		
実施主体	<相談>		
	社会福祉法人大分市社会福祉協議会「さざんか」:身体障害者		
	社会福祉法人シンフォニー「コーラス」: 知的障害者・障害児		
	社会福祉法人大分すみれ会「きぼう21」:精神障害者		

## 2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

#### 検討を始めたきっかけ、検討開始時期

- ・平成27年3月頃、親亡き後の問題を懸念する市内5か所の法人から、市に「安心して相談できる場を作ってほしい」という要望が出された。
- ・市内5か所の法人の要望を受けた形で相談機能のアイデアを盛り込んだ案を作成し、国の「平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施した。
- ・平成27年11月に複数の法人が参加する「大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会」を設置して検討を開始した。

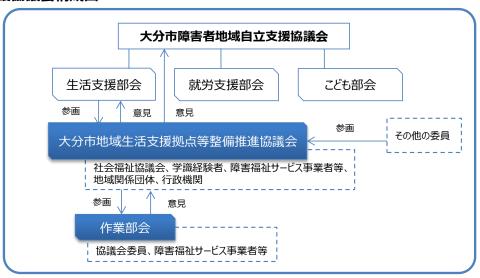
#### 協議会等の活用

- ・「大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会」は、社会福祉協議会、学識経験者、障害福祉サービス事業者、地域の関係団体等を構成員とし、ほとんどが地域自立支援協議会の生活支援部会のメンバーのため、実質上は地域自立支援協議会の部会のような位置づけである。「大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会」に参加している生活支援部会のメンバーが地域自立支援協議会にも報告し、問題ないか確認しながら進めた。平成27~28年度の2年度間で、「大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会」の会議を計6回開催した。
- ・「大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会」の下に、具体的な事案の検討や調査を行う 作業部会を設け、会議を計10回開催した。最終的に「大分市地域生活支援拠点等整備推進 協議会」に諮って決定した。
- ・地域自立支援協議会、相談支援専門員連絡会、協力法人による管理者会議等への意見聴取 などを計8回実施した。

#### 関係者への研修・説明会開催等

・平成28年10月に全事業所を対象に地域生活支援拠点等事業の説明を行うとともに、運用開始後の緊急対応の協力を依頼した。

#### 地域自立支援協議会構成図



#### 整備類型

- ・整備類型は面的整備型である。
- ・平成29年度は支援体制のハード面(工事等)とソフト面(要綱等)の準備期間とし、平成 30年度に運用開始する。

#### 整備方針、必要な機能の検討・検証

- ・「大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会」での検討により、障害者の地域生活における喫緊の課題として、「障害者本人の高齢化・重度化による介護者の負担大」、「家族の高齢化による介護力低下で暮らしの場が不安定」、「介護者である家族の高齢化による突発的な病気やけが等のリスク増加」、「親亡き後の不安を抱きながらの生活」が上げられた。
- ・これらの課題を解消するために地域生活支援体制の強化が必要と考え、まずは、不安や相談を受ける相談支援体制を強化することとして、平成29年4月から地域生活支援拠点等の5つの機能のうち、「相談」と「緊急時の受け入れ」に着手することとした。
- ・大分市社会福祉協議会「さざんか」(主として身体障害の専門支援)、社会福祉法人シンフォニー「コーラス」(主として知的障害・障害児の専門支援)、社会福祉法人大分すみれ会「きぼう21」(主として精神障害の専門支援)の委託相談支援事業所が専門性を生かして相談事業を行っていたが、「ホルトホール大分」の1か所に集約した。
- ・当該委託相談支援事業所(3か所)は各々専門性を生かしながら、お互いに連携し合って 相談支援を行う体制が構築されていたため、そこが地域生活支援拠点等の相談の核となる 機能を担うこととした。
- ・「ホルトホール大分」は、施設自体に入れない時期(第2・第4月曜、年末年始、夜間)があることから、24時間相談支援体制が実施できないという問題が浮き彫りになった。 そのため、施設の開所時間に左右されずに運営できる「旧ホルト園」(大分市直営の施設)を地域生活支援拠点等の相談機能とすることとし、平成30年5月から改修工事を行い、平成30年度から当該委託相談支援事業所(3か所)がすべて移転する。



ホルトホール大分



旧ホルト園



## 3. 必要な機能の具体的な内容

## ① 相談機能

相談支援専門員数	各委託相談支援事業所に4~7人(計画相談も含む)	
	うち 地域生活支援拠点等 事業で確保している人数:各委託相	
	談支援事業所に3~5人	
相談事業にかかる費用	予算措置額:66,500千円	
	活用している事業枠:一	

#### 「旧ホルト園」に市の相談支援センターを設置予定、地域生活支援拠点等の事務局も担う

- ・「旧ホルト園」に市の障害福祉課の分室を設置し、市の相談支援センターとすることを 条例で定め、そこに地域生活支援拠点等の事務局を置き、市の職員3人を配置する予定 である。事務局は地域生活支援拠点等の業務だけでなく、虐待の相談、障害者差別解消 法の相談も行う。
- ・事務局は「短期入所の情報管理」、「事業所の緊急連絡先の管理」、「緊急対応支援員の待機リスト作成」、「緊急時対応の事前登録制の立案と管理(各法人で利用者に登録してもらい事務局に上げてもらうなど)」、「委託料の支払い」、「法人への緊急対応支援員の協力依頼」、「研修会の企画」など、地域生活支援拠点等の運営にかかる事務を行う。

## 3か所の委託相談支援事業所の専門性を生かしたワンストップの365日相談窓口

- ・平成30年度から改修後の「旧ホルト園」に、社会福祉法人大分市社会福祉協議会「さざんか」、社会福祉法人シンフォニー「コーラス」、社会福祉法人大分すみれ会「きぼう21」が共同入居し、365日相談を受け付け、相談内容によっては緊急時受け入れ先の短期入所につなぐ等のワンストップ対応を行う。
- ・開所時間を従来から3時間延長し、平日は9~21時(18~21時は緊急相談のみ)、平日以外は9~18時とする。

#### 現在の状況を踏まえ、夜間対応を21時までとする。24時間対応は今後の検討課題

- ・当初は24時間365日対応を検討したが、「知的障害、身体障害、精神障害の専門的な支援者を同時に2人ずつ夜勤配置するには人材不足」、「相談支援の夜間ニーズが不明確」のため、まずは365日対応を優先し、平日の3時間延長を実施した。今後、相談件数等の実績に基づく支援ニーズの検証を踏まえ、24時間365日対応の相談支援を検討することとした。
- ・夜間対応を21時までとしたのは人件費と相談件数から判断した。夜間は相談が少なく、 特に22時以降は相談が少ないという意見があった。

## ② 緊急時の受け入れ・対応

平成28年度の緊急時の受け入	152床	
れ・対応で確保している床数	※市内の緊急時受け入れ施設の定員:併設型短期入所137人(平成28年12 月1日時点)、自立生活促進事業に活用するアパート15人	
	延利用者数 2,515床	
	※平成28年度の短期入所及び自立生活促進事業の延べ利用者数(緊急性の有無の把握困難のため	
上記利用にかかる費用	予算措置額:45,029千円	
	活用している事業枠:地域生活支援事業等	

## 地域生活支援拠点等の事務局を設置し「緊急連絡体制」を整備

- ・緊急時は、利用者が日頃利用している事業所のほうが利用者本人は連絡をしやすく、受け入れ側も障害特性に応じて対応できるが、空きがない場合は他の事業所での受け入が必要になる。その一連の流れがスムーズに行えるよう、緊急連絡網や事前登録制による緊急連絡体制を整備する。
- ・委託相談支援事業所(3か所)は、事務局が作成する緊急連絡体制に基づいて緊急時の 連絡、調整を行う。

#### 市独自の人的バックアップ体制「緊急対応支援員」による直接支援

・従来、緊急時に電話だけでは対応できず現場確認や、保護して連れて行くケースが多かったことから、地域生活支援拠点等がコールセンターに終わらないよう「現場で動く」 機能が必要と考え、委託相談支援事業所の人的バックアップ体制として、市独自に「緊急 対応支援員」を配置する。「緊急対応支援員」は、協力法人による輪番制で1日2人が 自宅待機し、委託相談支援事業所からの緊急要請により、現場等に駆けつけ、必要な直 接支援(現場確認、見守り、協力法人の短期入所等への送迎など)を行う。

- ・緊急対応支援員の人件費相当分は、市が委託料により負担する。
- ・現在、協力法人は20法人。今後も社会福祉法人を中心に協力を仰いでいく。緊急対応支援員の要件は、市では規定していない。各法人が緊急対応可能な人材を見極めて決定する。市としては、直接支援の経験があれば、有資格者でなくても対応可能と考えている。
- ・「緊急対応支援員」は担当エリアではなく担当する日を決めるため、当該法人以外の人 にも対応することになるが、運用しながら方法等について検証していく。

## 短期入所に空きがない場合の最終手段として一時預かり場所を設置

・「旧ホルト園」に休憩室を設け、短期入所で対応できない場合の、面談場所や一時的に 待機する場所として活用する(定員1~2人)予定である。その際、緊急対応支援員が 見守りを行う。

#### 緊急対応の状況(地域生活支援拠点等として本格稼働前の状況)

・地域生活支援拠点等として本格稼働前の緊急対応の件数は、委託相談支援事業所(3か所)の合計で、平成27年度12回、平成28年度10回で、月1回程度である。それらは本人や近隣の人、事業所などから連絡であった。今後、地域生活支援拠点等としての開所時間延長や、対象者の受け入れ拡大により、件数が増える見込みである。

#### 医療的ケアへの対応が課題

- ・医療的ケアが必要な障害児・者の短期入所利用のニーズは高いが、大分市は医療型短期 入所が2か所あるが、空きがない場合は、医療機関が対応している。
- ・医療型短期入所の整備について、今後、医療機関と協議していきたい。

## 精神障害のある人の医療機関での緊急時受け入れが課題

・夜間、早朝の、精神障害のある人の医療機関での受け入れは、措置入院以外の入院、受診の見込みが非常に低いことから、地域生活支援拠点等の相談窓口のみで対応することは困難である。今は、大分県精神科救急電話相談センターが対応している。

## 強度行動障害のある人の緊急時受け入れが課題

・強度行動障害のある人は、本人が日中に通っている施設の職員であれば対応可能であるが、本人が利用したことのない短期入所では、受け入れ側の支援体制が十分ではないため利用につながらないこともあり、緊急時の受け入れ体制が課題である。

## ③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場	55人
利用者数	※自立生活促進事業において、宿泊訓練等を利用した実人数
上記利用にかかる費用	予算措置額:42,496千円
	活用している事業枠:地域生活支援事業

#### 知的障害者自立生活促進事業(市事業)から対象者を拡大して実施

- ・平成13年度から大分市独自に5法人と委託契約を結び、知的障害者自立生活促進事業を 行っている(アパートや借家等の空いている部屋を活用して、各法人の在宅利用者が行 う宿泊訓練、定員は5法人の合計で15人)。
- ・平成30年度から市単独事業の知的障害者自立生活促進事業を拡充し、地域生活支援拠点 等としての体験利用を実施する予定である。具体的には、対象者を身体障害、精神障害 まで拡大し、契約法人も現在の5法人から増やし、全体的な運用の見直しを検討する。

## ④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に 予算措置額:なし

かかる費用 活用している事業枠: なし

#### 相談支援専門員連絡会等を通じて相談体制の連携を強化

・相談支援専門員連絡会等を活用し、定期的に緊急時対応の課題等について話し合い、委託相談支援事業所とその他の相談支援事業所との連携を強化する。

#### 医療的ケアの人材確保と育成が課題

・医療的ケアの人材確保と育成が課題であり、医療機関との連携が必要である。

### ⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる | 予算措置額:3,356,千円

費用 活用している事業枠:市単費

## 地域生活支援拠点等の事務局設置により、緊急時対応の地域体制づくり

・地域生活支援拠点等の事務局が、「緊急連絡体制」の整備や、法人への緊急対応支援員 の協力依頼などを行い、緊急時対応における地域の体制づくりを行う。

## 重度障害者の受け入れ体制の整備

・重度障害者等の受け入れができるグループホームや短期入所等を優先的に整備していく。

## ⑥ その他付加している機能

費用	予算措置額:一
	活用している事業枠:一
[—]	

## 4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

平成30年度より実施のため、事例なし

# 5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

#### 複合的な課題への対応

・緊急で直接支援が必要な場合、DVや児童虐待などに対応することもあり、「緊急対応 支援員がどこまで判断できるか」、「地域生活支援拠点等の動きとしてどこまで対応で きるか」が課題となっている。このような障害以外の要素も含めた複合的な課題につい て、緊急時の連絡があった場合の支援の連携体制として、適切な受け入れ先とどのよう に連携するかなどの枠組みや取り決め事項の検討が必要である。

#### 指定特定相談支援事業者の直接支援の参画

- ・計画相談事業所は利用者の状況を十分把握しているため、緊急時対応人員としても活躍 でき、場合によっては日頃から地域生活支援拠点等の委託相談支援事業所と一緒に動く 体制ができればよいと考えている。
- ・緊急時に計画相談事業所も地域生活支援拠点等の相談支援専門員と一緒に対応することで、支援の手法が蓄積され、利用者との距離が近くなり信頼関係ができ、困難事例以外は解決しやすくなると考えている。計画相談事業所が、計画のプランナーだけに終わらず、支援まで含めて行える存在になれば、計画相談と委託相談のよい流れができると考えている。

#### 市内東部への対応が課題

・大分市の端から端まで車で1時間半かかる。地域生活支援拠点等の相談機能は、大分市の中心部である北西部にあるため、特に東部が遠い。東部は極端に事業所も少ないため、緊急時の駆けつけが課題である。将来的には中部あたりにも地域生活支援拠点等の相談機能を作りたいと考えている。